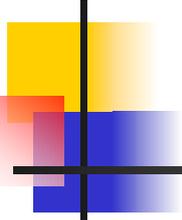


産業競争力強化のための知的財産訴訟の充実・迅速化について

2002年11月18日

社団法人 日本経済団体連合会
産業技術委員会 知的財産部会長



はじめに - 司法制度全般の環境整備を -

- 改革の目的は、わが国産業の国際競争力の強化
- 司法制度の改革に求められるもの
 - ✓ 体制の強化による技術的知見の充実を前提とした迅速化
 - ✓ 予見可能性の向上

迅速化しなければ、
予見可能性が高まら
なければ、

製品寿命に間に合わない。
第3者特許を侵害しないような
過度に安全をみた無駄な設計
にせざるをえない。

▶ 司法制度全般にわたる環境整備が必要

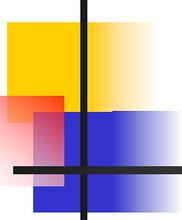
侵害訴訟における無効の判断と 無効審判の関係について 侵害訴訟の迅速化・合理的解決等

現行の制度のもとでは、権利の範囲を侵害訴訟では広く、無効審判では狭く主張する傾向が特許権者にあり、同一権利の幅の不一致が生じている。

侵害訴訟の場で特許の有効性を争うことにより、特許の有効性と抵触可能性という一連の問題を同一の場で争うことが可能になり、その結果として、権利の幅が一致することになる。

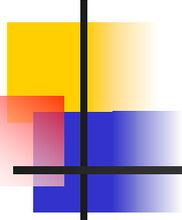
裁判所と特許庁との間で判断やその時期の相違が生じている。

侵害訴訟の場で特許の有効性を争うことにより、部分的に訴訟審理期間が長期化したとしても、紛争の最終的な解決までの期間が短くなる。



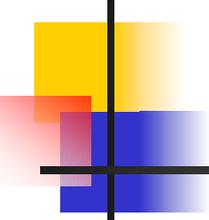
専門家が裁判官をサポートするための 訴訟手続きへの新たな参加制度について

- 特許等の侵害訴訟においては、技術的な論点を知的財産権法の要件に適用しなければならず、技術的な要素と法律的な要素が密接不可分の関係にあるという特徴が存在。
- したがって、論点または証拠の整理を行うなど、技術に関する専門家が、専門技術的見地から裁判に積極的に関与することが不可欠。
- 専門家としては、技術と法律の接点がある特許庁の審査官、審判官のさらなる活用を考えるべき。
- 裁判所の専門訴訟対応能力の強化に資する新たな専門家制度を導入し、裁判所の人的基盤の強化に取り組むべき。
- さらには、専門家の合議制への参加も検討すべき。



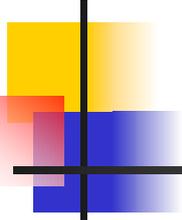
侵害行為の立証の容易化のための方策について 営業秘密の保護を含む 証拠収集手続きのさらなる機能強化

- 特許権など知的財産権侵害に係る証拠は被告側に偏在しており、原告が十分に把握することは困難。
- 訴訟対象物を明らかにする限度において、営業秘密であっても速やかに証拠収集し、侵害を確実に特定できるような制度改革を行うべき。
- 提出された営業秘密について、機密を保持し、違反者に罰則を課す仕組みをつくるべき。



(つづき)

- 訴訟対象物を明らかにする限度において、営業秘密であっても速やかに証拠収集するために、代理人に加え、当事者のうち1名の者にも、守秘義務を課した上で営業秘密の開示を認めるべき。
- 営業秘密開示手続を強化する一方で、当事者の利益の保護と、代理人の職務への信頼性を確保するため、弁護士または弁理士が作成した文書および弁護士または弁理士と当事者との連絡文等については一切開示をしなくてもよいことを明確化すべき。



検討すべきさらなる事項

- 事業を展開するうえで、判決の予見性は必要不可欠。製品化にあたっては、大変な労力をかけて第3者特許を調査するが、判決に予見性がなければ、第3者特許を侵害しないような安全な設計にせざるをえず、これは競争力に影響を与える控訴審の管轄の東京高等裁判所への集中化を図り、判決の予見性の向上を目指すべき。
- 国内に流入する知的財産権侵害品の水際措置については、侵害がきわめて容易に立証できる商標権、著作権などの侵害品に比べ、特許権等の侵害品については、実効性が必ずしもあがっていない。今後、アジア地域からの知的財産権侵害品の流入が増大すると懸念されることから、水際措置のあり方に関し、法制面を含め、抜本的な改善策の検討を早急に行うべきである。